都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメン ト部まちづ くり推進局

建築課において閲覧できます。

平成二十八年一月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 許可番号

平成二十六年三月十九日奈良県指令建第九二一二二〇号

平成二十七年十一月十八日奈良県指令建第九二一二二〇一 · 号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十三日建第八六〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市當麻元當麻方四一九番二、 兀 九番四、 兀 九番六及び四二三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一一六六番地

西沼康友

西沼示左子

## 許可番号

平成二十七年七月三十日奈良県指令建第九六一四六号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十四日建第八六〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原萩原元萩原八一〇番一、 八一八番一、八一八番四、 八一八番五、八一八

番六及び二八八一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市榛原萩原二五五九番地

熊本憲之

平成二十七年十月十三日奈良県指令建第九六一一〇四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八 平成二十八年一月十五日建第五一四八号 年一 月十五日建第八六〇九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

荚 大和高田市大字奥田三四番九、三五番一、 三五番六、三五番七、三五番八、三五番九及び三五番一〇 三五番二、三五番三、 三五番四、 三五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字小林三〇八番地の一

植田好秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字奥田三四番九及び三五番

水路 大和高田市大字奥田三五番二